

◎空家等対策の推進に関する特別措置

法

(平成二六年一月二七日法律第二二七号(衆

一、提案理由(平成二六年一月一日・衆議院本会議)

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を定め、市町村は、基本指針に即して空家等対策計画を定めること、

第二に、市町村長は、固定資産税の課税等のために保有する空家等の所有者等に関する情報について、内部で利用することができること、

第三に、市町村長は、著しく保安上危険となるおそれがあるなど、放置することが不適切な状態にある空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の措置をとるよう助言または指導、勧告、

命令ができるとともに、これらに必要な限度において、職員等に空家等の立入調査をさせることができること、

第四に、所有者等が命令を履行しないときまたは命ずべき所有者等が不明のときは、行政代執行ができること、

第五に、国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充等の措置を講じ、国及び地方公共団体は、そのほか必要な税制上の措置等を講ずること

などであります。
本案は、本日、国土交通委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告

(平成二六年一月一九日)

○広田一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、適切な管理が実施をされていない空家等が、防

災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を与えていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の策定、その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

国土交通委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一月一八日)

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

空家等対策の推進に関する特別措置法